

**二十歳のつどいを開催  
参加申込期限は7月24日**



市と市教育委員会は、二十歳の門出を祝福し、新たな自覚を持って飛躍することを期待して「二十歳のつどい」を行います。

**期日・場所** 8月15日(土)・西根地区市民センター

**内容**

▷式典= 10:00 から(受付は9:00 から)

※式典終了後、記念講演と記念写真の撮影

**対象者** 平成17年4月2日から18年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかに該当する人

- (1)市内の中学校を卒業した人
- (2)令和8年3月末現在、市内に住所を有する人
- (3)これまでに八幡平市(旧、西根町・松尾村・安代町)に住んでいた人で、出席を希望する人

**参加申し込み** 参加には事前申し込みが必要です。

(1)および(2)の対象者には、6月下旬に案内を送付予定です。案内が届かない人や(3)の人は、文化スポーツ課まで連絡してください。

申し込みは、案内に同封する申込書の返送のほか、上記QRコードからも可能です。7月24日までに申し込んでください。

**臨時託児所** 開設予定(利用する人は7月17日(金)までに電話で申し込んでください)

**問い合わせ先** 文化スポーツ課生涯学習係(☎・内線1144)

**クマの被害を防ぐため  
小・中学校に鈴を配付**

市教育委員会は、クマからの被害を防ぐ安全対策のひとつとして、貸与を希望した小・中学校に通う全ての児童・生徒を対象に、6月上旬にクマ鈴を配付しました。

音の出るものでクマに自分の存在を知らせるため、登下校の際などには、鈴を身に付け、行動してください。

**問い合わせ先** 教育総務課総務係(☎・内線1363)

**国保税の納税通知書を  
7月中旬に発送します**

**資格に異動があるとき**

社会保険など他の健康保険に加入・脱退したときは、14日以内に届け出が必要です。

就職や退職した際は、忘れず市民課に届け出をしてください。

**申告は済んでいますか**

国保税は前年の所得を基に計算するため、確定申告などが済んでいないと正しい算定ができないほか、軽減が受けられない場合があります。

申告が済んでいない人は、税務課市民税係に相談してください。

**納付が困難な人は相談を**

災害や疾病、失業など、やむを得ない事情がある場合は、分割納付や減免などの相談に応じています。

**問い合わせ先**

▷国保の資格=市民課国保年金係(☎・内線1077)

▷国保の税額=税務課市民税係(☎・内線1126)

**心を言葉で自由に描く  
三行詩を募集します**



市は第13回三行詩コンクールを実施します。心に浮かんだ思いを短いことばに表してみませんか。

**応募期限** 9月30日(水)

**対象** 市内に住む次のいずれかの人

- ▷小学生
- ▷中学生
- ▷高校生
- ▷市民(市内に職場がある人を含む)

**表彰** 三行詩大賞1点、部門ごとに金賞1点、銀賞3点、銅賞数点

**応募用紙の配布** 各コミセンまたは市ホームページでダウンロードできます。

**応募先** 各コミセンまたは教育総務課

**問い合わせ先** 教育総務課(☎・内線1367)

**市営住宅の入居者を募集します**



市は下表の市営住宅への入居者を募集します。希望する人は申込期限までに必要書類を建設課に提出し、審査を受けてください。

入居者は住まいに困っている人を優先し、順位を定めるのが難しい場合は抽選で決定します。

**募集期間** 7月13日(月)から8月28日(金)

**申込書の配布場所** 建設課または西根・安代総合支所

**問い合わせ先** 建設課建築係(☎・内線1306)

**入居者を募集する市営住宅(全て風呂付き)**

住宅名	募集戸数	建設年度	間取り	場所	単身入居
町裏住宅	2戸	H28~29	3LDK (2階建て)	田頭	×
町裏第二住宅	1戸	H4	3DK (2階建て)	田頭	×

**専門医にこころの悩み  
相談してみませんか**



市はこころの病気や悩み、ひきこもりやアルコールの問題などについて、精神科の医師による相談会を行います。相談を希望する場合は、事前予約が必要です。

**日時** 8月18日(火) 15:00~17:00

**場所** 八幡平市役所相談室

**申込期限** 8月7日(金)

**問い合わせ先** 健康こども課健康推進係(☎・内線1090)

**9年4月採用の職員を募集します**



受験案内  
(市ホームページ)

市は9年度採用予定の市職員採用試験(後期)を行います。

**受験案内** 市ホームページからダウンロードするか総務課から交付を受けてください。

**受験申し込み** 右記QRコードから申し込んでください。

**申込期限** 8月6日(木)

**問い合わせ先** 総務課行政係(☎・内線1231)



申し込み  
(パブリック・コネクト)

職種区分	採用予定人数	受験資格
初級事務	若干名	平成4年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人
初級事務 (障がい者採用)	1人	昭和62年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人で、次の(1)から(3)のいずれかの手帳の交付を受けている人 (1)身体障害者手帳、(2)療育手帳、(3)精神障害者保健福祉手帳
初級土木	1人	昭和62年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人で、土木学科卒業または民間企業などで土木に関する職務経験があるなど、土木に関する専門知識を有する人
自動車運転手	2人	大型自動車第一種運転免許、大型特殊自動車免許、車両系建設機械技能講習修了証(令和9年3月31日までに取得見込みの人を含む。)を有し、平成4年4月2日以降に生まれた人
看護師	2人	看護師免許(令和9年3月31日までに取得見込みの人を含む。)を有し、昭和57年4月2日以降に生まれた人
理学療法士	1人	理学療法士資格(令和9年3月31日までに取得見込みの人を含む。)を有し、昭和62年4月2日以降に生まれた人
作業療法士	1人	作業療法士資格(令和9年3月31日までに取得見込みの人を含む。)を有し、平成9年4月2日以降に生まれた人

【広告】この広告は、広告主の責任において市が掲載しているものです。広告の内容について市が推奨などをするものではありません。

**サマージャンボプレミアム12億円**  
(1等8億円・前後賞各2億円合わせて)

**サマージャンボ7億円**  
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

**サマージャンボミニ5,000万円**  
(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

**6月30日(火)  
3種類同時発売!**

プレミアム:1枚 500円  
ジャンボ・ミニ:1枚 300円  
発売期間 6/30(火)~7/31(金)  
抽せん日 8/12(土)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。  
公益財団法人岩手県市町村振興協会



松尾地区(湯沢・柏台)に  
マイホームを考えている人

## 住宅用地(市有地)を分譲します

問い合わせ先 建設課建築係(☎・内線1306)

市は下記住宅用地の取得を希望する人を募集しています。希望する人は、住宅用地分譲申込書に必要事項を記入の上、建設課あてに提出してください。

それぞれの区画に、複数の申し込みがあった場合は、抽選で決定します。

**対象者** 次の全てに該当する人

- ▷居住を目的とする個人
- ▷法人、投機目的、転売目的でない

**分譲の条件**

▷土地の売買契約を締結した日から3年以内に建物を完成させ、入居すること。

▷市の承認を受けないで、地上権、質権などの設定および所有権の移転をしないこと。

**土地の引き渡し** 現状のまま

**契約・分譲代金支払い方法・登記など**

▷契約は、取得が決定した日から7日以内に行うものとし、買い受け人は契約と同時に分譲代金の10%を手付金として納入すること。なお、この手付金は分譲代金に算入します。

▷分譲代金は、契約締結日から30日以内に納入すること。

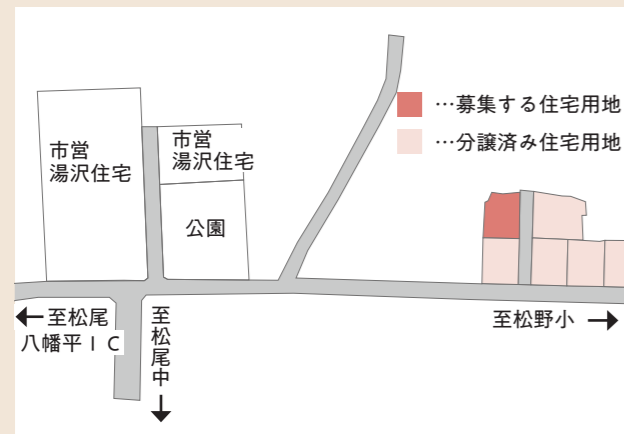
▷所有権移転の登記手続きは、分譲代金の全額が納入された後、市が代行します。登録免許税、手数料は、買い受け人の負担とします。

▷分譲代金納入と同時に、別途下記に記載の工事分担金を納入してください。

**募集期間** 随時受け付けています。

**申込書の配布場所** 建設課または市ホームページからダウンロードできます。

### 湯沢地区住宅用地



- ▷場所=松尾第25地割59番地2
- ▷区画数および面積=1区画、475.06㎡
- ▷分譲代金=2,141,570円  
(1㎡当たり4,508円)



詳細はこちら

▷工事分担金=15万円(市農業集落排水事業分担金条例による)

### 柏台地区住宅用地



- ▷場所=柏台3丁目3番14
- ▷区画数および面積=1区画、364.76㎡
- ▷分譲代金=1,816,504円  
(1㎡当たり4,980円)



詳細はこちら

▷工事分担金=120万円(柏台地区再開発事業工事分担金徴収条例による)

【広告】この広告は、広告主の責任において市が掲載しているものです。広告の内容について市が推奨などをするものではありません。

**磁気テープの耐久年数がせまっています!**  
見れなくなる前に**当社にDVDダビングお任せください**  
VHS、ベータなどご家庭にごございましたらこの機会にぜひご検討ください。  
**ビデオダビング 1本 1,650円(税込)**  
※10本ご注文では1本あたり**1,067円(税込)**

有限会社 映光カメラ店 TEL.0195-74-2095  
八幡平市平館第10地割42-5 mail photo@ekcamera.jp

**小学生クラス** 参加すればするほどお得!  
ひと月5回目以降の**参加費無料!**  
最安1回実費550円

**八幡平 陸上スクール**  
入会・見学随時受付中!

スポーツクラブに「走り」の指導者派遣も行います!

小学生クラス..... 毎週月・水曜日/18:00-19:00 **1,100円/1回**  
中学生以上クラス... 毎週木曜日/夕方 **1,650円/1回**

場所(毎回変わります):安代地区体育館・アリーナまつお・八幡平市総合運動公園周辺

パーソナルジム **八幡平Fitness** tel.080-6955-9913  
八幡平市大更第23地割100番1 大更ショッピングタウンなか105号室

## 8年8月から高額療養費の自己負担限度額などが変わります

国の医療保険制度の見直しにより、8月から、市国民健康保険と県後期高齢者医療保険制度の高額療養費の自己負担限度額が下表のとおり変更されます。

今回の見直しでは、低所得者の負担に配慮しつつ、主に療養期間が短期の人の限度額が引き上げられた一方で、長期にわたり療養が必要な人の経済的負担を軽減するため、月ごとの自己負担限度額に加え、新たに年間の上限額が設けられました。

将来にわたり、安心して医療を受けられる制度を

維持するためご理解をお願いします。

問い合わせ先 市民課国保年金係(☎・内線1073、1076)

高額療養費制度とは	ひと月に支払った医療費が高額になり、個人もしくは世帯の所得に応じて決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えて支払った分が払い戻されます。
年間上限額を新設	年間(8月から翌年7月までの期間)の医療費の自己負担額を合算し、個人もしくは世帯の所得に応じて決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えて支払った分が払い戻されます。

8月から適用される高額療養費制度の自己負担限度額 ※赤字=新設された自己負担限度額

適用区分		年収目安	入院+外来【月額上限】 (世帯ごと)<多数該当>	入院+外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来(個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円~	270,300円+1% <140,100円>	1,680,000円	-
区分イ	現役並みⅡ	約770万円~約1,160万円	179,100円+1% <93,000円>	1,110,000円	-
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円~約770万円	85,800円+1% <44,400円>	530,000円	-
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	~約370万円	61,500円 <44,400円(※1)>	530,000円(※2)	月額上限22,000円 (年間上限21.6万円)
区分オ	-	住民税非課税 (70歳未満)	36,900円 <24,600円>	290,000円	-
-	住民税非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 (70歳以上)	25,700円 <24,600円>	290,000円	月額上限11,000円 (年間上限9.6万円)
-	住民税非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 ※年金収入80万円以下など (70歳以上)	15,700円	180,000円	月額上限8,000円

※1 年収約200万円未満の人は、9年8月以降、多数該当の金額が引き下がる(44,400円→34,500円)  
※2 年収約200万円未満であることが確認できた人は、年間上限41万円を適用し、9年8月以降に償還払い

## 医療費助成事業で市民の負担を軽減しています

市民の医療費負担の軽減を目的に、下表に記載した医療費助成事業の要件を満たす対象者に対して、市は医療費の全額または一部を助成しています。

各制度の内容は問い合わせてください。

**新しい医療費助成受給者証を送付します**

新しい医療費助成受給者証を7月下旬に送付します。有効期限を確認の上、8月1日からは新しい医療費助成受給者証を使用してください。

問い合わせ先 市民課国保年金係(☎・内線1074)

市が行っている医療費助成一覧

区分	対象者	所得要件
子ども	高校生世代までの人(他の医療費助成の受給者を除く、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの人)	なし
妊産婦	妊娠5カ月の月の初日から出産日の翌月末までの妊産婦	なし
重度心身障害者	身体障害者手帳1・2級、特別児童扶養手当1級、障害基礎年金1級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの認定を受けている人	所得が基準額を超える場合は該当しないことがあります。詳しくは問い合わせてください。
ひとり親家庭	子を扶養している配偶者のない父または母とその子(他の医療費助成の受給者を除く、子が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの人)	所得が基準額を超える場合は該当しないことがあります。詳しくは問い合わせてください。
身体障害者	身体障害者手帳3級、特別児童扶養手当2級、障害基礎年金2級のいずれかの認定を受けている人	所得が基準額を超える場合は該当しないことがあります。詳しくは問い合わせてください。
寡婦等	母子および父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子(それに準ずる男子)であって、かつて配偶者のいない女子(男子)として18歳未満の者を扶養していたことのある人	所得が基準額を超える場合は該当しないことがあります。詳しくは問い合わせてください。